

子どもたちを加害者にも被害者にもしない インターネット安全教室の現状と対策 ～宮崎市内の小学校における情報モラル教育の調査～

Present Condition and Countermeasure of Internet Safety School in an
Assailant and a Victim for Children
～Investigation of Information Moral Education for Elementary School in
Miyazaki City～

金子 正光 ・ 竹之内 修 ・ 田島 大輔

パソコンやインターネットは近年急速な普及によって、私たちの生活をますます豊かにする可能性、いわゆるインターネットの光の部分を持っている。しかし、自動車のように、ルールとマナーを守って利用しなければ、自分や他人に危害を加える危険性も持っております、実際にコンピュータウィルス感染、詐欺行為、プライバシー侵害、情報漏えいなどの問題、いわゆるインターネットの影の部分が現実の社会問題になっている。また、青少年に対する有害な情報の氾濫も大きな社会問題となっている。

本研究では、インターネット安全教室の現状、情報モラルに関する調査事例紹介、情報モラル出前授業、主に宮崎市内の5校の小学6年生を対象にした情報モラル出前授業の調査結果・分析を踏まえて、主に青少年の情報モラルの対策等について検討したので、以下に述べる。

キーワード：ネット社会、インターネットの光と影、ネットいじめ、有害サイト、学校裏サイト

目 次

- I はじめに
- II インターネットの光と影の部分とインターネット安全教室の現状
 - 1 インターネットの光と影の部分
 - 1-1 インターネットの光の部分
 - 1-2 インターネットの影の部分
 - 2 インターネット安全教室の現状
- III 情報モラルとは
 - 1 情報モラルに関する国取り組み

IV 情報モラルに関する調査事例紹介と情報モラル出前授業の分析

- 1 児童生徒の家庭におけるコンピュータ利用状況と学校における情報教育の実態調査及び携帯電話に係るアンケート調査結果（宮崎市の例）
- 2 宮崎市内小学生6年生対象の情報モラル出前授業の実態報告と分析

V 考察

- 1 先進地事例紹介と県内の取組例
- 2 青少年のメディア活用に関する県民モラル推進事業
- 3 課題解決に向けての対策

VI まとめ

参考文献

参考ホームページ

謝辞

I はじめに

政府が平成22年までに全世帯で利用可能にすることを目指しているブロードバンド（高速大容量通信）で、宮崎県の契約数（平成20年6月末現在）は182,241世帯、世帯普及率が37%で、全国44位であること公表された。普及率が高い都道府県は、1位東京都（74%）、2位神奈川県（68%）、3位愛知県（65%）、4位大阪府（65%）そして5位滋賀県（65%）で、人口の多い都市部の普及率が高く、一方、普及率が低い都道府県は43位長崎県（38%）、44位宮崎県（37%）、45位青森県（34%）、46位高知県（32%）そして47位鹿児島県（31%）で、全国平均は56.7%である。ここで、ブロードバンドはFTTH（家庭向け光ファイバー）、DSL（デジタル加入者線）、CATV（ケーブルテレビ）と無線の4回線を含んでいる。

宮崎県は平成14年、全市町村を網羅した高速ネットワーク（宮崎情報ハイウェイ21）を整備するなど、情報格差の解消に臨んでいる⁽¹⁾。しかし、これまでの利用としては、医療や福祉、教育分野での利用に限定されて、当初の目的は十分に達成できているとは言えない状態で、今後、宮崎県内のブロードバンド利用拡大には、各地域の住民が本当に求めている情報のコミュニケーションが必要であろう。

インターネットの普及や携帯電話の発達は、私たちの生活や文化に革命的な進展をもたらし、「ネット社会」が到来した⁽²⁾。ネット社会の中で、青少年は、これから花開く「ネット・ケータイ文化」の担い手として健やかな成長が期待されている。一方、ネット上では目を覆いたくなるような残酷な映像があふれ、出会い系サイトなどでは多くの若者が被害に巻き込まれ、社会的問題となっている。

わが国は、世界有数のICT（情報通信技術）国家であり、青少年が携帯電話で手軽にインターネットに触れ合える環境が最も進んでいるだけに、その影響は深刻であると考えられる。未来を担う青少年が、被害に巻き込まれずに安心して正しくインターネットを活用できる環境を作り出すことは、政府のみならず、青少年自身、その保護者、地域、学校、関係団体の方々が心を一つにして取り組むべき国民的な最重要課題であろう。このため、政府・内閣府が進める「生活安心プロジェクト」の一環として、「青少年を有害情報環境から守るための国民運動」がスタートし、政府や関係機関が国民レベルで様々な普及啓発活動に取り組んでいる。また、平成20年7月には、ネット上の違法・有害サイトへの対応を強化するため、総務省は民間の自主的な取り組みを後押しするため、「安心ネットづくり促進プログラム」を策定した。その内容の概要は次の通りである。

- 1) 基本的な枠組みの整備
- 2) 民間の自主的な取り組みの促進
- 3) 親子のネット情報を活用する能力の向上支援

インターネットは世界中の人々が共有する公共の場で、ひとりひとりの利用者が自分の情報や財産を守るためにも、また、インターネットでつながっている他の利用者に迷惑をかけないためにも、意識を高め、安全対策やモラルに関する最低限のルールとマナーを守らなければならず、そうでなければ、この公共の場は成り立たない。

このように、パソコンやインターネットは近年急速な普及によって、私たちの生活をますます豊かにする可能性、いわゆるインターネットの光の部分を持っている。しかし、自動車のように、ルールとマナーを守って利用しなければ、自分や他人に危害を加える危険性も持っております、実際にコンピュータウィルス感染、詐欺行為、プライバシー侵害、情報漏えいなどの問題、いわゆるインターネットの影の部分が現実の社会問題になっている。また、青少年に対する有害な情報の氾濫も大きな社会問題となっている。

本研究では、インターネット安全教室の現状、情報モラルに関する調査事例紹介、情報モラル出前授業、主に宮崎市内の5校の小学6年生を対象にした情報モラル出前授業の調査結果・分析を踏まえ、主に青少年の情報モラルの対策等について検討し、以下に述べる。

II インターネットの光と影の部分とインターネット安全教室の現状**1 インターネットの光と影の部分****1-1 インターネットの光の部分**

インターネットを使ったICTは豊かさを支える経済・社会活動の基盤で、現在の豊かな国民生活を生み出している経済・社会活動の基盤として必要不可欠なものである。例えば、電子商取引など新たなビジネスモデル構築や顧客情報管理等の手段として、企業や行政における業務の迅速化とコストの削減を可能とするとともに、顧客やユーザの満足度を向上させることなどに役立って

いる。そこで、ICTの利用例の一部を列記すると次の通りである。

- 企業におけるネットワークの利用拡大
- サプライチェーンマネジメント
- 廃棄物トレーサビリティシステム
- 電子商取引
- 電子政府への取組
- ITS（高度道路交通システム）

このように、グローバルな政治・経済においても、ICTが必要不可欠となっていることは周知の通りである。また、図1に示すように、携帯電話の普及率は急激に増加し、国内の携帯電話は平成19年12月末時点で初めて1億台を突破し、一人に1台の時代に近づいた。

1-2 インターネットの影の部分

近年、インターネット及び携帯電話の急速な普及に伴い、「ネット社会」は日常生活の利便性が大きく向上する一方で、コンピュータウイルス感染、詐欺行為、プライバシー侵害、情報漏えいなどの問題が現実の社会問題になっている。さらに、青少年に対する有害な情報の氾濫が大きな社会問題となっている。表1に平成8年から最近までの主なインターネットの影の部分を示す。また、図2に示すように、小学4年生の女子が書き込み事件で補導されるなどの事件が発生した。特に、青少年に対するインターネットの影の部分に限定すれば、出会い系サイト、有害サイトや学校裏サイトなどが挙げられる。この問題は、携帯電話の急速な普及に伴い急激に増加している。

表1 インターネットの影の事例紹介

年代	インターネットの影(事件)
1996	ネットにわいせつ画像を流した高校生ら摘発
1998	自殺サイトが問題化
1999	東芝クレーマー事件。ネット告発先駆け
2000	中央省庁のホームページの改ざん相次ぐ ネットオークション詐欺が急増
2001	出会い系サイトで知った主婦を少年が殺害
2002	高校生がネットで得た知識で時限爆弾製造
2003	インターネットを介した集団自殺が多発
2004	ネット書き込み巡り小学生が同級生を殺害 ファイル交換ソフト「ウィニー」の開発者逮捕
2005	「闇サイト」で殺人依頼の女ら逮捕 個人情報を盗む「フィッシング」で初の逮捕者
2006	「ウィニー」による情報漏えいが多発 ライブドアを証券取引法違反で強制捜査
2007	「闇サイト」で知り合った男3人が女性殺害

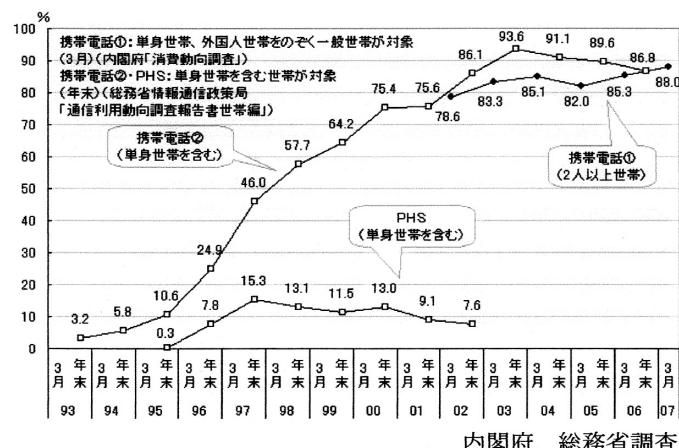


図1 携帯電話の普及率状況

福岡県警は8日、県内の小学校4年生の少女（9歳）を脅犯（非行）で児童相談（業務）所に通告した。少女は「いたずらで書き込んだだけだ」と話しているという。調べでは、少女は6月28日午後7時20分ごろ、自宅のパソコンからネットの子ども向け掲示板に「明日、下校中の4年生を殺す」と書き込んだとして、本業を妨害した疑い。警察に警戒にあたさせて業務を妨害した疑い。

図2 青少年のネット社会の影に関する新聞記事の例
(掲載新聞:朝日新聞 平成20年7月9日)

ベネッセ教育研究開発センターが、平成19年に首都圏の小中学生の保護者を対象に行った調査によると、中学3年生の携帯電話の所有率は71.2%で、5年前よりも20ポイント増加し、小学6年生は38.2%で、5年前より15ポイント増加した。

一方、宮崎県教育委員会は平成20年1月～2月にかけて、県内の公立小中高校148校から18,375人を抽出し、学年ごとに、携帯電話とパソコンの利用実態を調べた。特に、携帯電話を利用している児童・生徒のうち、メールやブログに悪口を書かれるなど嫌がらせを受けた割合は、中学3年生が最も高く（9.9%）、次いで高校2年生（8.5%）、中学1年生（7.8%）、小学3年生（8.3%）であった。この結果から、宮崎県は、青少年向けの情報モラル教育を進め、被害の未然防止や啓発に努める予定である。

2 インターネット安全教室の現状

経済産業省は平成15年10月から現在まで、NPO日本ネットワークセキュリティ協会に「インターネット安全教室」の委託事業を行なっている⁴⁾。インターネット安全教室は全国各地で開催され、これまでの実績として、開催箇所338、参加者23,903人（平成19年度までの実績）にのぼる。宮崎県では、宮崎公立大学・金子正光教授が中心に平成17年からこれまで毎年企画・運営し、平成20年11月16日（日）、宮崎公立大学交流センター多目的ホールで実施された。

インターネット安全教室の目的は、全てのユーザがインターネットを介して接続されている状況において、情報セキュリティを考えた場合、通信事業者や企業が情報セキュリティに対して万全の体制を実施したとしても、インターネットを利用する一般のユーザの情報セキュリティに対するリテラシーが低い場合には、社会として脆弱性を抱えることになる。したがって、一般的のホームユーザがインターネットの危険性に気付き、それに対応かつ適応することが肝要である。また、一般的のユーザに対しては、地域のコミュニティを経由しての啓発が効果的である。

III 情報モラルとは

情報モラルの定義は、一般的に「情報社会で適切な行動を行うための基になる考え方と態度」を意味し、具体的には次の点に注意を払う必要がある。

- 1) 情報収集活動場面での情報モラル
- 2) 情報発信活動場面での情報モラル
- 3) コミュニケーションの活動場面での情報モラル
- 4) 情報機器・情報通信ネットワークの利用全般での情報モラル

1 情報モラルに関する国の取り組み

情報モラルに関する国の取り組みは各省庁で行なわれており、情報セキュリティ部会が平成15年10月に情報セキュリティの総合戦略を発表した。また、平成20年7月、経済産業省はインターネット安全教室に関して、文部科学省を協力省庁として追加した。特に、児童生徒が利用する携帯電話をめぐる問題への取り組みを徹底する通知が出された。その中で、携帯電話を通じた有害情報に関する啓発活動の推進に関して、児童生徒がインターネット上の有害情報に容易に接続できる状況にあることから、フィルタリングを利用することが提案された。その際、保護者は、「e-ネットキャラバン」や「インターネット安全教室」を活用するなど、効率的・効果的な取り組みを推進することが示されている。この問題においては、全国各地で取り組まれているが、宮崎県内では、宮崎県警本部の情報モラル活動を除いて、著者らの情報モラル活動に関する活動以外は少ないようである。

総務省は「情報通信白書 for Kids」の中で、子ども向けホームページの運営を紹介し、また、文部科学省は各学校への情報教育の普及として、次のような問題に取り組んでいる。

- 1) 情報活用能力の育成
- 2) 教育用コンピュータ等、情報機器の充実
- 3) 教師に対する研修の実施

学校裏サイト・有害サイトについては、文部科学省が中心に実態調査を行うと共に、児童・生徒への呼びかけ、リーフレット作成、そして保護者・教育関係者・関係企業対象の講習会に取り組んでいる。

IV 情報モラルに関する調査事例紹介と情報モラル出前授業の分析

1 児童生徒の家庭におけるコンピュータ利用状況と学校における情報教育の実態調査及び携帯電話に係るアンケート調査結果（宮崎市の例）

(1) 調査の背景と目的：情報社会の進展により、インターネットや携帯電話の普及が急速に進む

中で、児童生徒がトラブルに巻き込まれる事件が多発している。また、昨今においては、インターネットの掲示板や携帯電話のメールによるいじめ（「ネットいじめ」）が起こるなど、新たな問題も発生している。このような状況の中、宮崎市教育委員会は、児童生徒とその保護者・学校の教員のインターネットの利用に関する意識や実態、各学校の情報モラル等の教育の実態や体制及び携帯電話に係る調査を、宮崎市内の小中学校を抽出して調査を行った。

- (2) 調査対象：地域や学校規模を考慮して抽出した小中学校各12校
- (3) 調査実施方法：対象校に調査票を送付し、質問紙による調査
- (4) 調査実施時期：平成20年1月～2月
- (5) 主な調査項目は次の通りである。

<児童生徒対象>

- 携帯電話の利用状況
- 携帯電話の専用率
- 携帯電話の用途
- メールの使用回数
- メールや掲示板、ブログなどの悪口やいやがらせの経験

<教員対象>

- インターネット社会の「影の部分」が子どもたちに与える影響についての不安感
- 「情報モラル」に関する理解度
- 児童生徒のコンピュータ利用に関して、情報モラルに係る問題事象に気付いた経験

<保護者対象>

- フィルタリングの利用状況
- メールや掲示板、ブログなどに悪口を書かれたり、嫌がらせをされたことについての把握状況
- インターネット社会の「影の部分」が子どもたちに与える影響についての不安感

宮崎市内の小中学校で得られたアンケート調査結果の考察事項を整理して表2に示す。このアンケート調査の結果をまとめると次の通りである。

- (1) ネット上のいじめは匿名性が高く、教員や保護者が把握しにくい状況にある。そのため発見が遅れたり、問題がこじれたりすることもあり、当事者への指導が困難である場合が多い。そこで、関係機関が情報を共有し、このようなサイトを監視していく必要がある。
- (2) 教員・保護者ともに、インターネット社会のもついわゆる「影の部分」が子どもたちに与える影響について不安を感じている。しかし、一方で、教員の「情報モラル」に関する理解の程度は十分ではなく、今後、研修やサポート体制の確立が必要である。
- (3) 保護者においては、子どもたちが携帯電話を利用してコミュニケーションを図るという利便性だけを考えるのではなく、利用することによって背負うであろうリスクについても認知する必要がある。

表2 宮崎市内の小中学校を対象にした情報モラルの考察事例

対象者	質問事項	考 察
児童生徒	あなたは、普段、携帯電話を使っていますか。	小中学生ともに3割程度の児童生徒が携帯電話を使用している。 男子よりも女子の使用率の方が高い。 中学生女子については5割の生徒が使用しており、特に高い使用率である。
	携帯電話は、誰が使うものですか。	携帯電話を利用する小学生の3割、中学生の5割が自分専用の携帯電話を持っている。 家族と一緒に利用する場合は、使用目的や使用する際の約束等が把握しやすいが、専用の携帯電話に対しては保護者の目が行き届かなくなるという心配がある。
	携帯電話は、何のために使っていますか。 (複数回答可)	小学生は通話に使用することが多いのに対して、中学生はメールを利用することが多い。 小学生がゲームとして利用するのに対し、中学生は掲示板やブログを見たり、書き込んだりする生徒が多くなる。
	1日のうち、何回ぐらいメールを送りますか	小学生よりも中学生の方が、メールの回数が多い。中学生では、1日に30回以上が3割程度、10回以上が6割を超えている。 中学生のメールでのやり取りが、かなり多い状況であることが分かる。
	携帯電話を使って、メールや掲示板、ブログなどに悪口を書かれたり、いやがらせをされたことなどがありますか。	中学生がメールや掲示板、ブログなどを利用する機会が多いことから、悪口を書かれたり、いやがらせを受ける割合が多い。 特に中学生女子の割合が多いことが分かる。
教員	インターネット社会のもつわゆる「影の部分」が、子どもたちに与える影響について不安を感じていますか。	「大いに感じている」「感じている」を合わせると、ほとんどの教員がインターネット社会のもつ「影の部分」が子どもたちに与える影響について不安を感じている。 子どもたちと直接関わっている教員がそのように感じていることから、子どもたちの身近に問題が起きる心配があることが分かる。
	ご自身の「情報モラル」に関する理解は、どの程度だと感じておられますか。	「よく理解している」と回答している教員は1割程度で、約8割の教員は「一般的なことは理解している」と回答している 1割の教員は「あまり理解していない」と回答していることから、さらに情報モラルを指導する教員の資質向上やサポート体制の確立を図る必要がある。
	あなたは、これまでに「情報モラル」について、児童生徒にどのようなことを指導してきましたか。 (複数回答可)	小中学校とも誹謗中傷、プライバシーの侵害に関することやインターネット利用に関するルールやマナーについての指導が多い。
	これまで、児童生徒がコンピュータを利用して、情報モラルに係る問題事象(加害、被害ともに含む)に気付かれたことがありますか。	中学校では半数以上の教員が問題事象に気付いている。 子どもたちの間に、多くの問題事象があることが分かる。
保護者	その携帯電話(子ども専用)は、有害サイトへの接続を制限するフィルタリング機能を利用していますか。	自分専用の携帯電話を持っている児童生徒の半数以上は自由に有害サイトにアクセスできる状況にある。
	お子さんから、携帯電話をしていて、メールや掲示板、ブログなどに悪口を書かれたり、いやがらせをされたことがありますと、聞いたり、相談されたりしたことがありますか。	問題事象が起つても児童生徒は保護者に相談することはごく稀で、把握することが難しいということが分かる。
	携帯電話のもつ、いわゆる「影の部分」が、子どもたちに与える影響について不安を感じていますか。	「大いに感じている」「感じている」を合わせると9割近い保護者が携帯電話のもつ「影の部分」が子どもたちに与える影響について不安を感じている。 その影響について、具体的な事実として実態をとらえていただき、今まで以上に危機意識を高めてもらう必要がある。

2 宮崎市内小学生6年生対象の情報モラル出前授業の実態報告と分析

宮崎市教育委員会と宮崎公立大学の連携協力協定に基づいて、平成20年度から2ヶ年間をかけて、宮崎市内の小学校の高学年、特に小学6年生の児童を対象に、情報モラル出前講座（以後、「出前授業」と略する）を、平成20年7月から開始した。図3はこの出前授業に関連する新聞記事である。現在、宮崎市内の小学校では1年生から情報教育を始め、情報教育関連の授業時間は年間10～20時間で、その中の1～5時間を使って情報モラルを教えており、講義は各クラスの担任が担当している。そこで、さらにより実態にあった専門的な知識を児童に身につけてもらう目的で、出前授業が始まった。なお、出前授業は宮崎公立大学のゼミ生の支援を受けている。出前授業の題目は「コンピュータや携帯電話による正しいネット利用の在り方」で、DVDやスライド等を使って、体育館、多目的ホールや教室で実施した。写真1～写真5は、それぞれの小学校での出前授業の様子を示す。当日、45分間の出前授業のシラバスと時間配分は次の通りである。

- 1) インターネットや情報モラルとは（時間配分：10分）
- 2) あんしん・あんぜん“情報モラル（DVD）”の上映（5分）



図3 宮崎市立佐土原小学校での情報モラル出前授業に関する新聞記事
(掲載新聞：宮崎日日新聞 平成20年7月9日)



写真1 宮崎市立A小学校での情報モラル出前授業の様子



写真2 宮崎市立B小学校での情報モラル出前授業の様子



写真3 宮崎市立C小学校での情報モラル出前授業の様子



写真4 宮崎市立D小学校での情報モラル出前授業の様子



写真5 宮崎市立E小学校での情報モラル出前授業の様子

宮崎市教育委員会連携協力事業(情報モラルに関する調査)

新規レコード 検索条件変更 検索実行 全レコード表示 更新日 2008/11/14

小学校名 宮崎市立江平小学校 電話番号 0985-24-4364
住所 宮崎市橋通西5丁目6-37 FAX 0985-24-4365

6年生児童数 153 出前授業日 2008/10/2 No 153

クラス ○1 ○2 ○3 ○4 ○5 性別 ♂男性 ♀女性 講義の場所 ◎体育館 ◎教室 ◎ホール

情報モラルに関するアンケート(子供向け)

1. 自分の家でインターネットを利用していますか? ②はい ①いいえ
2. インターネットを一日どれくらい利用しますか? ④0~30分 ③30分~1時間 ②1時間~1時間半 ①1時間半~2時間 ⑤2時間以上
3. インターネットをどんなことに利用していますか? (複数回答可)
②学習 ④趣味 ③メール ⑤チャット ⑥掲示板 ⑦ゲーム ⑧HP作成 ⑨その他
4. メールや掲示板、ブログ等を利用した時に嫌な思いをしたことがありますか? ①はい ②いいえ
5. 携帯電話は普段から利用しますか? ②はい ①いいえ
6. その携帯電話は自分専用の携帯電話ですか? ①携帯電話は持っていない ②自分専用 ③家族共通
7. 携帯電話の通話やメールなどの一日の平均利用時間はどのくらいですか?
④0分 ③30分未満 ②1時間未満 ①2時間未満 ⑤2時間以上
8. 一日のメールの回数はどのくらいですか? ①0回 ②10回未満 ③10~30回 ④30~50回 ⑤50回以上
9. 携帯電話を使って、メールや掲示板、ブログなどに悪口を書かれたり、嫌がらせをされたことがありますか?
③ある ④ない

情報モラルに関する出前授業のアンケート

1. 本日の出前授業はどうでしたか? ②よかったです ①よくわからなかった ③よくなかったです
2. 本日使用した教材は分かりやすかったですか? ②分かりやすかったです ①どちらともいえない ③分かりにくかったです
3. 本日使用したあんしん・あんぜん・情報モラルの教材は分かりやすかったです? ②分かりやすかったです ①どちらともいえない ③分かりにくかったです
4. 本日の出前授業を受けてためになりました? ②あった ①わからない ③なかった
5. またこのような出前授業を受けてみたいと思いましたか? ②はい ①どちらともいえない ③いいえ
6. 自宅でパソコンを使っていますか? ②使っている ①使っていない
7. 自宅でインターネットを使っていますか? ②使っている ①使っていない
8. 自分専用の携帯電話を持っていますか? ②もっている ①もっていない

図4 データベースソフトによる情報モラル・出前授業アンケートの構築例

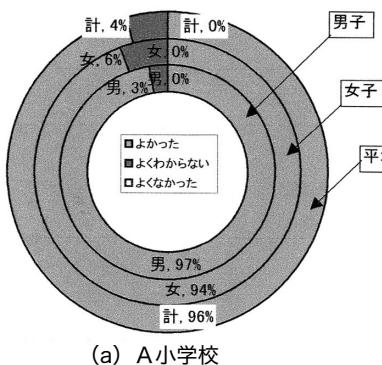
3) ネットでなかよく話そう (10分)

4) クイズ学習 (10問) (10分)

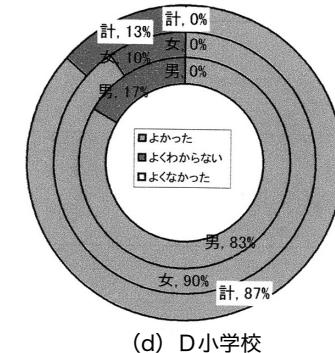
5) チランについて (親子で守って安全・安心10か条) (5分)

6) アンケート記入 (出前授業・情報モラル) (5分)

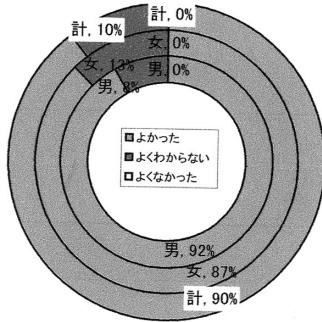
出前授業の終了後、情報モラルと出前授業に関するアンケートを行った。多量のアンケートを収集・分析するために、誰でも簡単にアンケート集計・分析ができるように、市販のデータベースソフト、ファイルメーカーPro 7を用いてアンケート収集・分析システムを構築した。図4は、そ



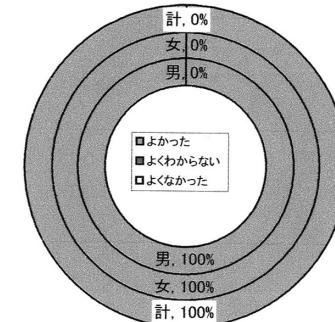
(a) A小学校



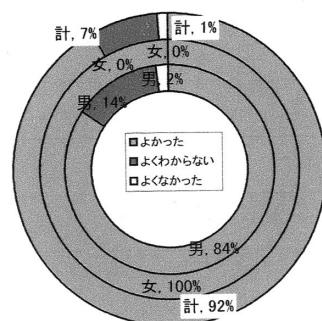
(d) D小学校



(b) B小学校



(e) E小学校



(c) C小学校

図5 出前授業の評価
(本日の出前授業はどうでしたか?)

のデータベースの一例である。

図5～図7は、出前授業に対して児童がどのように評価しているのか、その一部を示す（図4下図参照）。図5は、「本日の出前授業はどうでしたか？」の設問に対して、男子児童、女子児童そして学校全体平均をパーセント表示として、ドーナツグラフでそれぞれ示す。この図からわかるよ

うに、5校の平均値は93%で、出前授業自体の評価が高いことがわかった。図6に「本日使用した教材は分かりやすかったですか？」の設問に対する集計結果を示す。この図から、5校の平均値は83%で、大学で準備した教材の評価が高いことがわかった。次に、図7に「本日の出前授業を受けてためになりましたか？」の設問に対する集計結果を示す。この図から、5校の平均値は90%で、

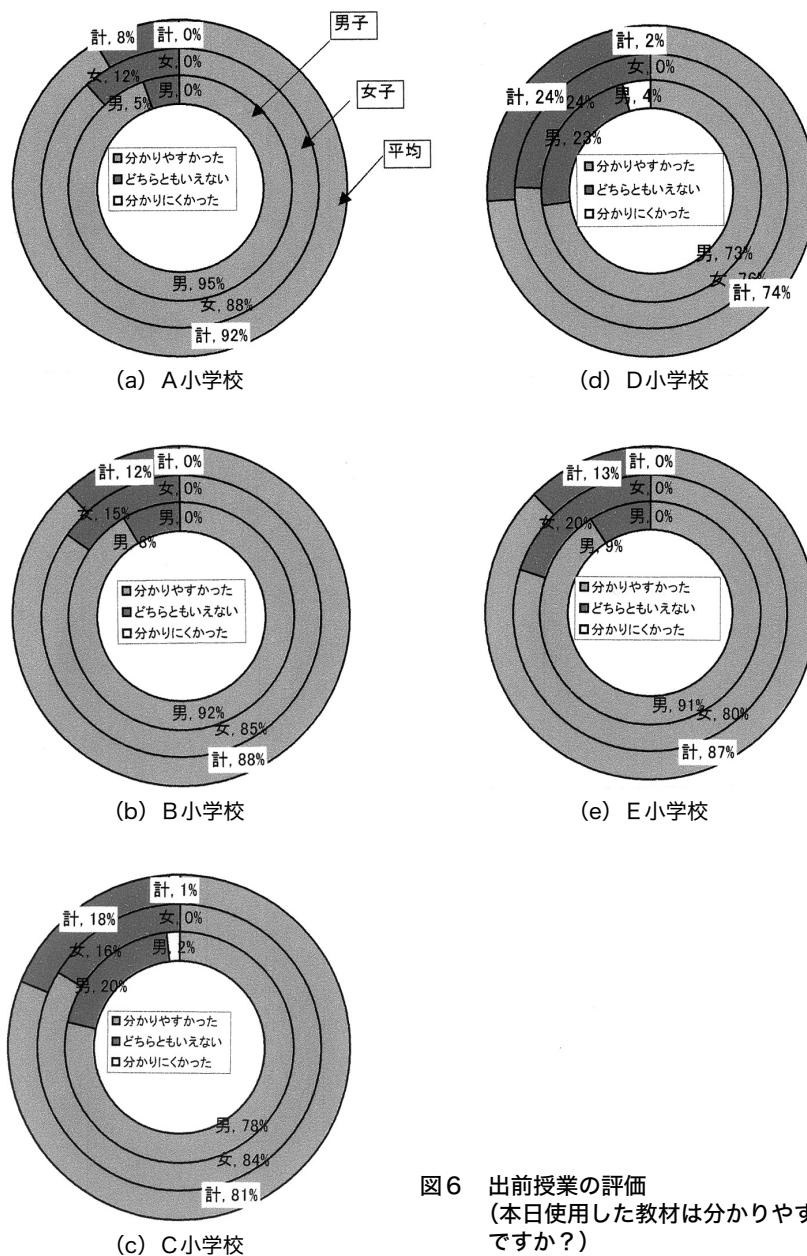


図6 出前授業の評価
(本日使用した教材は分かりやすかったですか?)

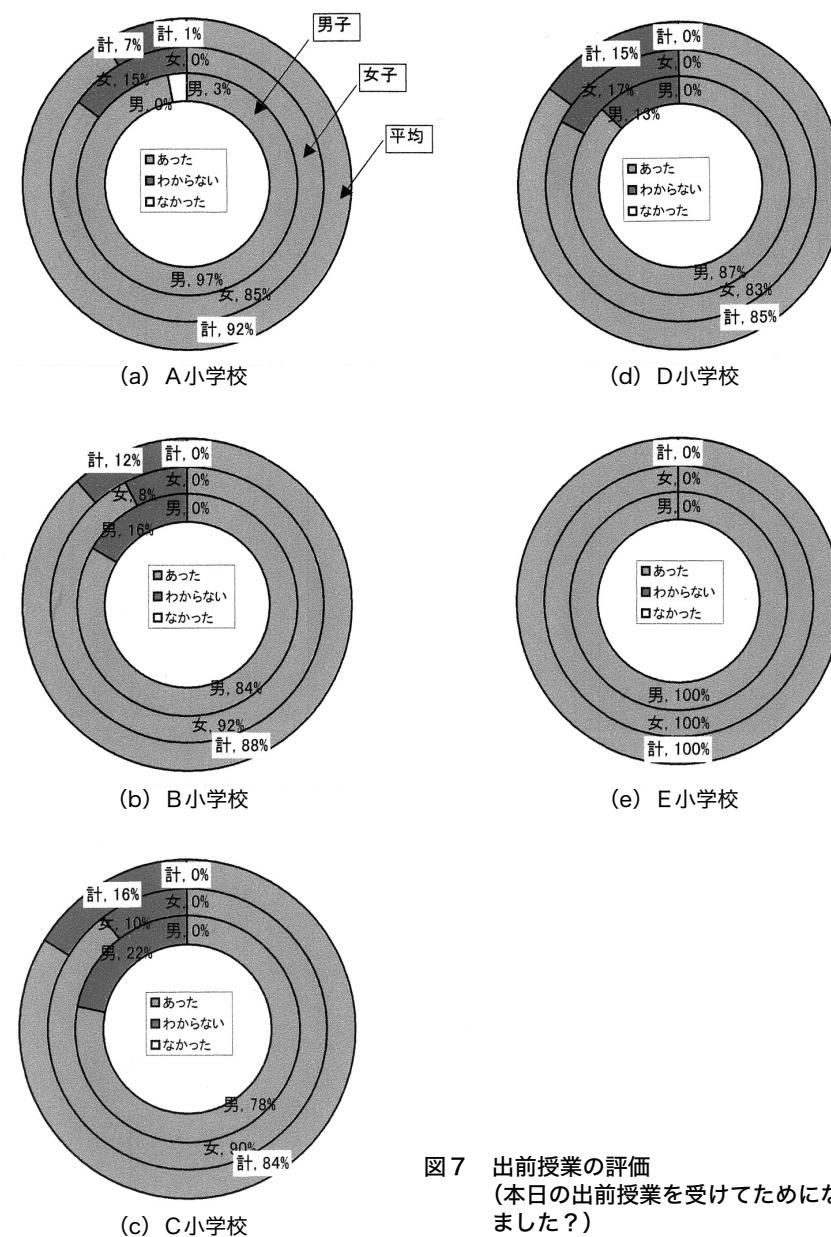


図7 出前授業の評価
(本日の出前授業を受けてためになりましたか?)

出前授業の有効性がわかった。

図8～図11は、情報モラルに関するアンケート結果（図4上図参照）の一部を示す。図8に「自分の家でインターネットを利用していますか？」の設問に対する集計結果を示す。5校の平均値は68%で、宮崎市内の小学6年生の約70%が自宅でインターネットを利用していることがわかった

た。インターネットの利用目的は、学習やゲームなどが多く、メールや掲示板の利用は少なかった。図9は「メールや掲示板・ブログ等を利用した時に嫌な思いをしたことがありますか？」に対して、B校の女子児童4%、C校の女子児童8%、そしてD校の女子児童5%と、3校ともすべて女子児童が嫌な思いをした経験があることがわかった。しかし、5校の平均値は1.6%で低いこと

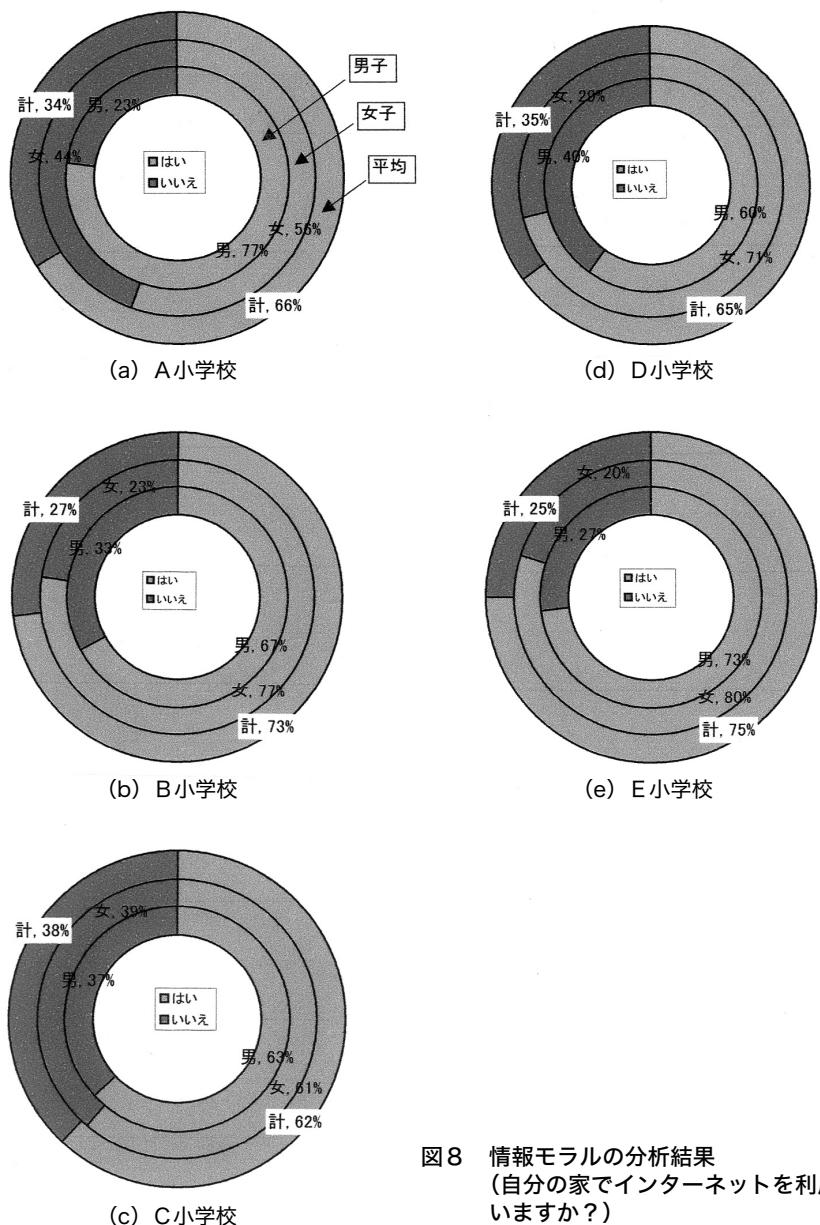


図8 情報モラルの分析結果
(自分の家でインターネットを利用して
いますか?)

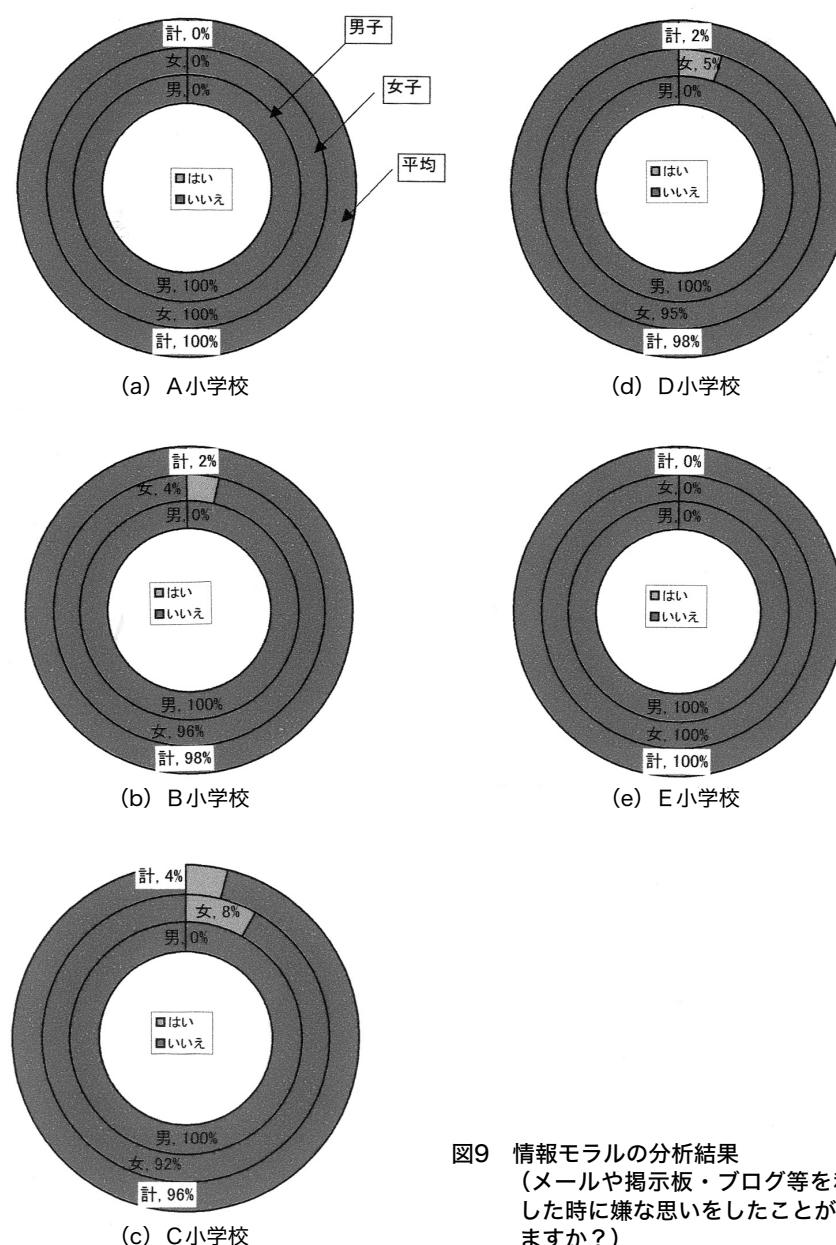


図9 情報モラルの分析結果
(メールや掲示板・ブログ等を利用
した時に嫌な思いをしたことがあり
ますか?)

がわかった。図10は、「携帯電話は自分専用の携帯電話ですか？」の設問に対する集計結果である。自分専用の携帯電話占有率の5校の平均値は14%で、E校以外は女子児童の占有率が高いことがわかった。図11は、「携帯電話を使って、メールや掲示板・ブログなどに悪口を書かれたり・嫌がらせをされたことがありますか？」の設問に対する集計結果で、5校の平均値は0.4%で非常

に少ないことがわかった。しかし、B校とD校においてその数は非常に少ないが、数人の男子児童がメールや掲示板・ブログ等で悪口を書かれたり・嫌がらせを受けていることに注目しなければならない。

一連の調査結果と宮崎市教育委員会が平成20年1月～2月に実施した結果と比較すると、小学6

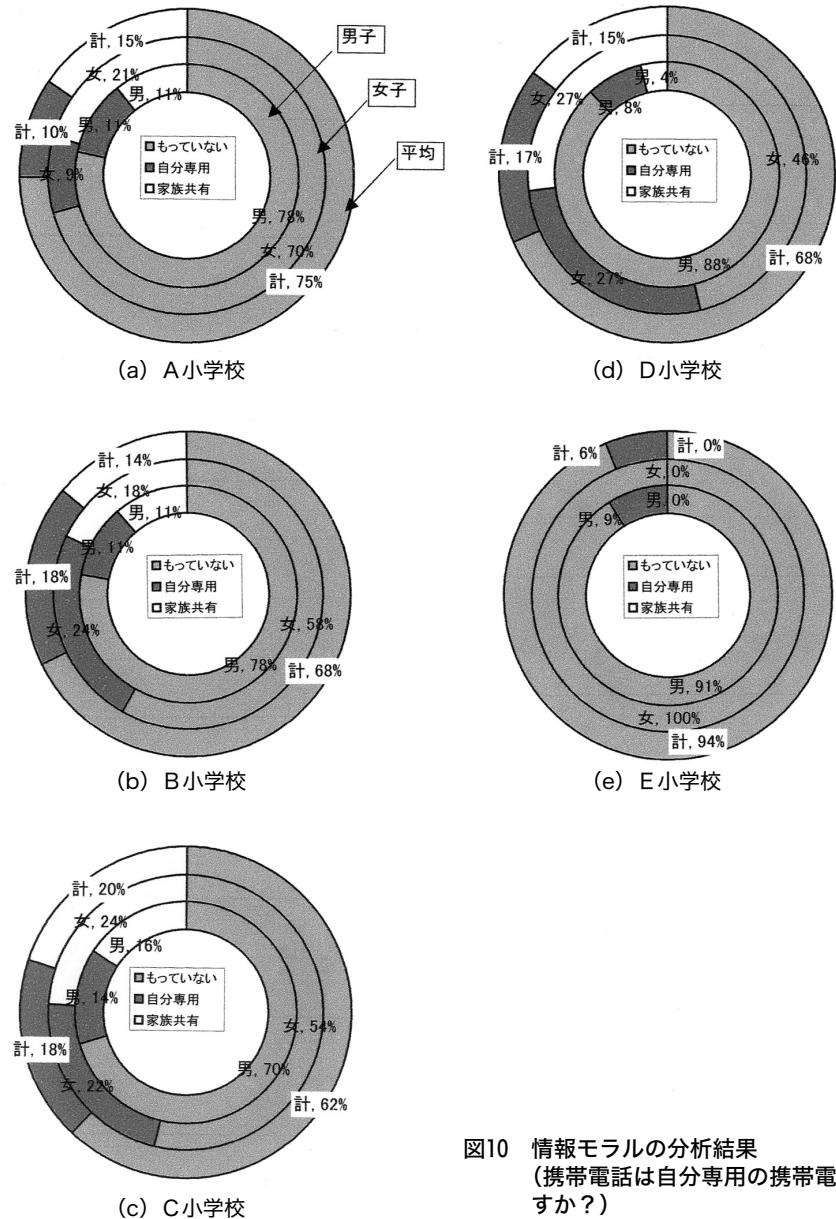


図10 情報モラルの分析結果
(携帯電話は自分専用の携帯電話ですか?)

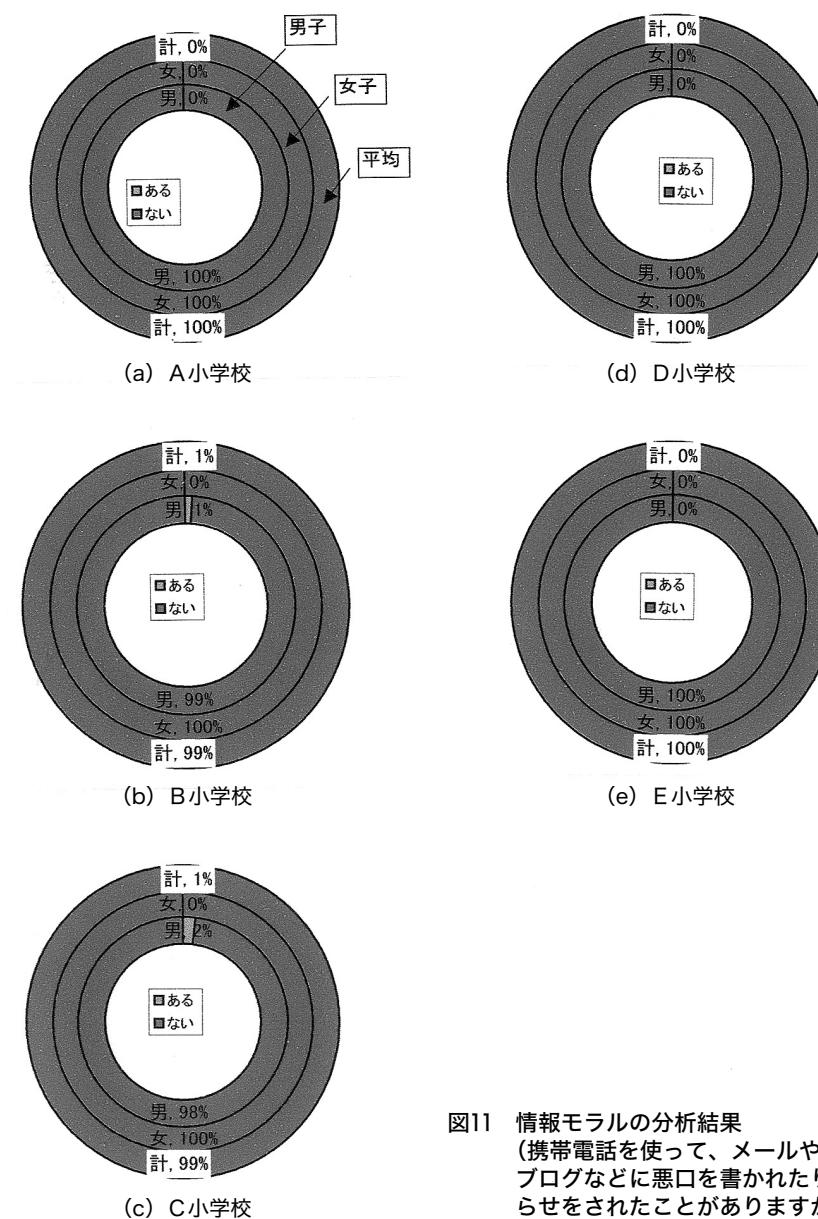


図11 情報モラルの分析結果
(携帯電話を使って、メールや掲示板・
ブログなどに悪口を書かれたり・嫌がらせをされたことがありますか?)

年生の携帯電話占有率は低く、また、メールなどによる嫌がらせよりは低い結果となった。今後、小学校での実態調査を継続的に行い、子供たちの「ネットいじめ」に対するメッセージを見落とすことがないように、家庭、学校そして地域社会が子供たちを見守る必要がある。

V 考察

1 先進地事例紹介と宮崎県内の取組例

先進地事例として神奈川県での取り組み例を次に紹介する。中心的組織としては、特定非営利活動法人NPO情報セキュリティフォーラムが活躍しており、特に、神奈川県教育委員会では「子どものケータイ安全・安心検討委員会」を組織している。また、横浜市教育委員会は「ケータイ・ネット」から子どもを守る連絡会議を組織している。横浜市は「ケータイ・ネット」から子どもを守るために提案として、情報セキュリティの確保のために家庭・学校・地域・行政・事業者が行なう次の横浜「ケータイ・ネット」5か条を提言し、情報モラルの啓蒙活動に取り組んでいる。

- (1) 横浜の『家庭』は、子どもの「ケータイ・ネット」の所持・利用に責任を持ちます。
- (2) 横浜の『学校』は、「ケータイ・ネット」のルールを明確にします。
- (3) 横浜の『地域』は、『家庭』や『学校』と共に「ケータイ・ネット」からもたらされる悪影響から子どもを守ります。
- (4) 横浜の『行政』は、「ケータイ・ネット」に関する『家庭』、『学校』、『地域』の取組を積極的に支援します。
- (5) 横浜の「ケータイ・ネット」に関わる『事業者』は、その社会的責任を確認し、行動します。宮崎県内では、最近、「子どもを有害情報から守る連絡協議会」を立ち上げた。主な活動内容は次の通りである。

- (1) 子どもに関する携帯電話等の調査に関すること
- (2) 子どもに関する携帯電話等の広報・啓発に関すること
- (3) 構成機関・団体の情報交換に関すること
- (4) その他、協議会の目的達成に必要なこと

組織の構成は6つの団体、行政（宮崎県こども家庭課、文化・文教国際課）、警察（県警察本部少年課、生活安全企画課、情報技術解析課）、教育行政（学校政策課、生涯学習課）、教育（県校長会生徒指導部会（小中高）、私立中学高等学校校長会）、PTA（高等学校PTA連合会、県PTA連合会、私立中学高等学校保護者会連合会）、業者（（株）NTTドコモ九州宮崎支店、KDDI（株）au宮崎支店、ソフトバンクモバイル（株）九州管理グループ）からなる。

2 青少年のメディア活用に関する県民モラル推進事業

インターネット上の違法・有害情報などから青少年を保護するため、未成年者に対するフィル

タリングの原則適用など、行政及び事業者側からの対策が取られているが、その対策の実効性を高めるためには、利用する側のモラルの向上が不可欠である。

そこで、文部科学省・平成20年度委託事業・青少年を取り巻く有害環境対策の推進を図るために、青少年のメディア活用に関する県民モラル推進事業として、「子どもを有害情報から守る県民フォーラム～ケータイ・インターネットの利用を考える～」が、平成20年11月5日（水曜日）、メディキット県民文化センターイベントホールで開催された。

このフォーラムは、インターネット及び携帯電話のメディアの適正利用に関して、保護者や青少年指導者等の理解を深め、青少年を取り巻く有害環境対策の推進を図ることを目的に、宮崎県、宮崎県警察、社団法人宮崎県青少年育成県民会議が主催したもので、著者の一人金子教授は講演会（講演題目：子どもたちを加害者にも被害者にもしないインターネット安全教室の現状と対策）の講師とパネルディスカッションのコーディネーターを務めた。写真6は講演会、写真7は、パネルディスカッションの様子である。

金子教授は講演の中で、地域社会の情報モラル教育における大学の役割について説き、地域内の情報交換と共有化が地域ネットワークの絆を強め、その結果、地域社会全体の情報モラル教育力が高まり、子どもを有害情報から守ることに繋がることを提案した。また、宮崎公立大学が地域社会における情報モラル教育を先導し、さまざまな取り組みを行っていることも発表した。パネルディスカッションでは、県高校PTA連合会の佐伯卓信副会長や日向学院高等学校の高妻正実生徒指導部ら4人が現状を報告した。

3 課題解決に向けての対策

青少年の情報モラル教育の充実を図るために、小中学校一貫情報モラル教育プログラムを早急に構築し、家庭・学校・地域・行政・事業者が連携協力して、この問題を継続的に実施し、さらに地域社会において情報モラル教育を支援する人材の育成が必要である。

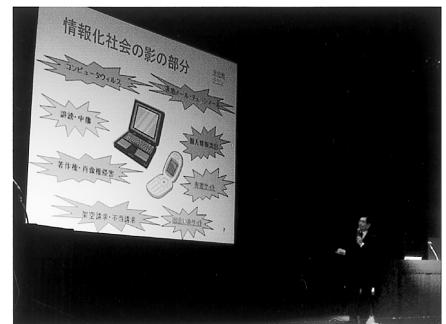


写真6 「子供を有害情報から守る県民フォーラム～ケータイ・インターネットの利用を考える～」講演の様子



写真7 「子供を有害情報から守る県民フォーラム～ケータイ・インターネットの利用を考える～」におけるパネルディスカッションの様子

VI まとめ

パソコンやインターネットは近年急速な普及によって、私たちの生活をますます豊かにする可能性、いわゆるインターネットの光の部分を持っている。しかし、自動車のように、ルールとマナーを守って利用しなければ、自分や他人に危害を加える危険性も持つており、実際にコンピュータウイルス感染や、詐欺行為、プライバシー侵害、情報漏えいなどの問題、いわゆるインターネットの影の部分が現実の社会問題になっている。また、青少年に対する有害な情報の氾濫も大きな社会問題となっている。

本研究では、インターネット安全教室の現状、情報モラルに関する調査事例紹介、情報モラル出前授業、主に宮崎市内の5校の小学6年生を対象にした情報モラル出前授業の調査結果・分析を踏まえて、主に青少年の情報モラルの対策等について検討した。その結果、家庭・学校・地域・行政・事業者が連携協力をしない、継続的に青少年向けの情報モラル教育の充実を図る必要があることがわかった。家庭、学校そして、地域でできる取組をまとめると次の通りである。

- (1) 家庭でできること：小中学生の頃にきちんとメディアやモラルについて学ぶことが大切であり、家庭での教育が主となる。高校生は小中学生での教育をもとに、他人に迷惑をかけることのないよう自分自身が管理していくことを学ばせる。
- (2) 学校でできること：学校でのメディアに関する公開講座の開催など、地域社会と一緒にとなった活動を継続的に実施する。
- (3) 地域でできること：もっとも難しい課題であるが、地域が家庭での教育をサポートできるような体制が理想的であり、そのために地域で情報モラル教育を行なうことができる人材を育成することが急務である。

最後に、次代を担う青少年を、インターネットなどの情報メディアを通じた犯罪等から守っていくことは、地域社会にとって重要な責務であると考えられる。その実現のために、行政だけでなく家庭や学校、地域がそれぞれの役割を果たし、お互いに連携を図りながら県民一体となって取り組んでいく必要があろう。なお、著者らの一人金子は宮崎市内の全小学校46校の出前講座を平成20年度から2ヶ年間にかけて実施し、宮崎市の青少年向け情報モラル教育のレベルアップに寄与したいと考えている。

参考文献

- (1)金子正光：『IT時代における高齢者の情報リテラシー教育のあり方』、(財)みやざき21世紀戦略推進財団
- (2)赤木昭夫：『インターネット社会論』、岩波書店
- (3)金子正光、他：『文系のための情報処理入門』、朝倉書店

(4)金子正光：『少子高齢化時代におけるインターネットの課題と展望～宮崎公立大学のIT支援活動～』、2005年10月、財団法人みやざき経済研究所、調査月報、No.10、pp.2～6

参考ホームページ

- (1)情報通信白書 for Kids <http://www.kids.soumu.go.jp>
インターネットの安全・安心に関する啓発講座として
- (2) e-ネットキャラバン <http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan>
- (3)インターネット安全教室 <http://www.jnsa.org/caravan/index.html>
情報セキュリティ関連のホームページを以下に紹介する。
政策・緊急情報
- (4)経済産業省／情報セキュリティに関する政策、緊急情報
<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/index.html>
サイバー犯罪対策
- (5)都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口 <http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>
- (6)インターネット安全・安心相談 <http://www.cybersafety.go.jp/>
- (7)警察庁 <http://www.npa.go.jp/>
- (8)警察庁 サイバー犯罪対策 <http://www.npa.go.jp/cyber/>
- (9)警察庁セキュリティポータルサイト「@police」 <http://www.cyberpolice.go.jp/>
ウイルス情報
- (10)独立行政法人 情報処理推進機構(IPA) セキュリティセンター
<http://www.ipa.go.jp/security/>
迷惑メール
- (11)経済産業省/迷惑メール対策
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/tokusyuu/meiwakumail-main.htm>
- (12)財団法人データ通信協会 <http://www.dekyo.or.jp/soudan/>
フィッシング詐欺
- (13)フィッシング対策協議会 <http://www.antiphishing.jp/>
ショッピングやオークションのトラブル
- (14)経済産業省／消費者相談室
http://www.meti.go.jp/intro/consult/a_main_01.html
- (15)有限責任中間法人ECネットワーク（インターネット詐欺対策集）
<http://www.ecnetwork.jp/>
- (16)国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>

- (17)社団法人日本通信販売協会（通販110番） <http://www.jadma.org/>
インターネットトラブルの総合相談窓口
- (18)インターネットホットライン連絡協議会 <http://www.iajapan.org/hotline/>
個人情報の保護
- (20)首相官邸／個人情報の保護に関する法律
<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/>
著作権
- (21)社団法人著作権情報センター <http://www.cric.or.jp/>
総合知識
- (22)総務省／国民のための情報セキュリティサイト
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm
ネットワークセキュリティに関する情報提供
- (23)NPO 日本ネットワークセキュリティ協会 <http://www.jnsa.org/>

謝辞

本研究は、平成20年度から児童に正しいインターネットや携帯電話の使い方を学んでもらう目的で、宮崎市教育委員会と宮崎公立大学が連携協力の下、宮崎市内の小学6年生を対象にした情報モラル出前講座をきっかけにスタートした。特に、情報モラル出前講座実施に当たり、宮崎市教育情報研修センターの高森賢一先生には出前講座の教材作成に対して有意義なご助言や各小学校との調整等を行なって頂いた。ここに、深く感謝します。また、青少年のメディア活用に関する県民モラル推進事業では、宮崎県こども家庭課の関係者に支援を頂き、深く感謝します。

本研究の一部は、平成20年度宮崎学術振興財団助成金（教育・研究の地域間交流や産学官交流を促進する事業）「地域の高齢者・子育て中お母さんに対するICT教育支援の構築と情報モラルの実態調査に関する研究」（研究代表者 金子正光）支援による。

最後に、著者らは情報モラル出前講座やアンケート解析に参加した宮崎公立大学情報科学研究室の学生に対して深く感謝します。

竹之内 修（航空大学校 教授）

田島 大輔（宮崎大学工学部 研究員）